

タスク6震災復興問題岩手公開研究会(11月17日)概要

○岩手公開研究会は、11月17日、国会が解散された翌日という歴史的な日に、盛岡市内にある岩手県民会館において、岩手地域総合研究所の全面的な協力のもと、同研究所の菅野事務局長の司会進行で行われた。

(1)開会の挨拶:自治体問題研究所平岡副理事長

先月の福島に引き続き、本日、岩手の地での研究会が実現したことは慶ばしい。岩手における復興をめぐる現状と課題を学ばせてもらい、全国的な普及、提言活動につなげていきたい。雑誌「世界」に、岩手県大船渡市の復興計画にも関わってこられた塩崎先生の復興予算の行方をめぐる論稿が掲載されている。

(2)主催者挨拶:自治体問題研究所岡田理事長

本日の研究会の日程を定めた当時、まさか、11月16日の国会解散は予測できなかった。野田首相は、選挙の争点をTPPに、次いで、議員定数削減に据えようとしているが、実際の争点は、大震災からの復興問題ではないのか。復興予算の流用問題が焦点となっているが、9月9日のNHKの報道は、塩崎先生のコメントも受けて、「被災地中心に」と言わざるをえない。あらためて、「復興は誰のためのもの」、引いては、「財政のあり方、政治、行政のあり方」が問われている。橋本と石原の野合が進行しているが、論点は、TPP、道州制、改憲、消費税だ。私たちは、被災地の実際を正確に把握したうえで、提言を発信していきたい。自治体問題研究所は、来年50周年を迎える。新しい地方自治体像を探求する中で、震災研究会を位置づけていきたい。地域の固有の問題と共通の問題を併せて情報を発信していきたい。

(3)地元代表挨拶:鈴木いわて労連事務局長・岩手地域総合研究所副理事長

被災から1年8ヶ月、2度目の冬を迎えている。私たちは、被災地の声を取り上げ、11月16日、岩手復興局に申し入れた。とりわけ、生活再建の個人保障を現行300万円から500万円に引き上げろと求めた。本日は、本来であれば、地域総合研究所の佐藤理事長が挨拶すべきところ、所要のため、私が行った。この会場には、青森や陸前高田からもお越し願っている。

(4)井上 博夫さん(岩手大学)からの報告。**①「震災後の仕事と暮らしに関する調査」—被災地沿岸職員2200人調査**

○本調査は、沿岸被災地及び隣接の12市町村の病院を含む自治体職員、農協職員、生協職員など3800人を対象に2011年11月中旬から12月末にかけて実施し、59.5%の回収率であった。岩手地域総合研究所が主体となり、岩手自治労連、いわて労連、岩手県医療局労働組合、岩手県農協労組が調査に協力した。

○雇用形態は、市の職員が多いこともあり、平均正規率は77%となっているが、女性が69.4%と低く、臨時が18.7%、パートが7.5%、嘱託が2.2%など非正規雇用が2割を占めている。

○職場は、市役所等が44.5%、病院が26.2%、農協が11.8%、保育所が4.6%、生協が4.4%、消防署が4.1%、国機関が0.8%等となっている。

○家族構成は、ひとり世帯が8.8%、夫婦世帯が6.9%、夫婦と子ども世帯が27.9%、三世帯世帯が26.5%、四世帯世帯が2.3%、本人または夫婦と親の世帯が19.9%等となっている。

○被災状況については、回答者全体の6割弱の人が、家族や友人、同僚などのいずれかの人を亡くしている。続き柄別でみた場合、親戚が30.7%と高い。これは、もともと縁戚関係が近くにあり親族網が強いといわれている沿岸地域の特徴である。物的被災についてみると、家屋が38.6%、土地が30.9%、車両が9.2%、船が7.8%等、何らかの損害があったものが6割程度である。

○居住形態については、震災前は、自宅・持ち家が73.5%であったものが、震災後、12%下がって61.4%となり、代わりに仮設住宅が9.9%、アパートなどのみなし仮設が7.3%と合わせて17.2%の人が「仮設」で暮らしている。

○健康については、少し優れないが28.1%、非常に優れないが5.4%と合わせて33.5%と非常に良好、少し良好の合わせて12.8%の2倍以上になっている。また、4割の人が世話やケアを必要とする家族を抱えている。

○暮らしぶりについては、大変ゆとりがある、少しゆとりがあるが合わせて3.5%に比して、少し苦しいが25.9%、大変苦しいが12.4%と合わせて38.3%となっている。

○震災発生時の状況については、勤務場所が62.9%、地区内外巡回中が10.9%、勤務明けが5.9%、休日・休暇中が16.4%等となっている。身近な人との連絡が取れた状況についてみると、その日のうちに30.1%、次の日が21.0%、3日目が17.0%、4日～7日までが21.0%等、3日目以降にしか連絡が取れなかった人が、合わせて46%にもなる。自宅の状況確認についても3日目以降にしか確認できなかった人が合わせて36.0%にのぼり、2割の職員が、毎日あるいは週2、3日を含めると、被災直後から職場等に泊まりこんで職務にあたっていたという状況を反映している。

○現在困っていることについては、住宅構造が44.7%、買い物が22.8%、情報収集が21.2%、ローンの返済が18.1%等となっている。

○震災直後の1ヶ月間の仕事の状況については、仕事の担当・責任の範囲が広がった・重くなったが32.8%、少し広がった・重くなったが27.4%と合わせて60.2%にのぼっている。とりわけ、管理職や消防職で高い。また、仕事の自主的遂行について、全体的にそうだったが10.4%、ややそうだったが35.5%等45.9%が自分の判断を迫られた状況であった。仕事に対する思いについては、公共的な仕事という思いが強くあったが53.8%、少しあったが31.4%と合わせて85.2%にのぼる。使命感も、強くあったが48.0%、少しあったが34.2%と合わせて82.2%の人が、自らも被災しながら業務に励んだ姿が浮かび上がってくる。そのためか、震災後のストレスについて、非常に増えているが21.8%、少し増えているが31.2%と合わせて53.0%にのぼっている。

○現在、職場での不安・不満については、心身の疲労が54.6%、仕事の責任が重い24.1%等であり、改善を望むことについては、適切な人員配置が51.1%、応援職員以外の職員増が41.7%等となっている。

②－「大槌町仮設住宅住民アンケート調査報告」

○本報告は、岩手大学内で組織された「住民・地元自治体の意見を反映した地域復興計画づくり支援プロジェクト」並びに「地域社会の持続性プロジェクト」の2つのプロジェクトと、岩手震災復興研究センターとが共同して2011年9月～11月に実施した調査結果であり、大槌町仮設団地48団地に住まう18歳以上の住民を対象とした。回収率は33%である。

○震災直前の居住状況は、町方地域が43.1%と最大で、しかも、そこが全壊被害が大きかった。

○震災直前は、3世代で住んでいた人が17.5%にのぼるなど、大所帯で暮らしていた人が多かったが、震災後仮設住宅で別居となった人が24.1%になるなど一緒に住めなくなった実態が浮かび上がった。ひとり住まいと夫婦だけで住んでいる人を合わせると41.4%にのぼる。この背景に、仮設住宅の間取りが、2DKが64.6%、3DKが16.7%など、4人以上の家族が住むには狭すぎ、結果として、大所帯は、分住を強いられることになった。なお、別居している家族の57.2%が町外である。

○仮設住宅への入居にあたって、平均すれば、希望がかなった人は54.4%であったが、大槌内陸、小槌内陸の仮設住宅においては、それぞれ、59.2%、65.5%が希望がかなわなかったと答えており、海側の市街地に居住していた人々にとって、内陸部の仮設住宅暮らしは本意ではなかったと思われる。

○震災直前に近隣であった人と一緒に仮設住宅に入居できたと答えたひとは、19.5%であり、50.7%の人が入居できなかったと答えている。従来のコミュニティ維持よりも避難所から仮設住宅に移るものの必要性が優先された結果と思われる。従来のコミュニティから切り離された人が孤立化したり、従来、地縁、血縁により受けられてきた援助を受けられなくなったりすることが想定される。仮設住宅での暮らしが相当程度長くなることが予想される中、検討が求められる。

○仮設住宅に対する不満では、近くにお店がないが61.6%、狭いが54.7%、交通の便が41.8%と並んでいる。大槌町は、国道45号線より海側を中心に市街地が形成されており、仮設住宅が多く建設された内陸部にはもともと店舗が少ないことが背景にある。内陸部にも仮設商店街の建設がなされてはいるが、今後、仮設住宅の立地場所における格差が広がっている可能性がある。狭いという不満に関しては、仮設住宅の立地場所による差異はほとんどみられず、収納スペースがほとんどないつくりであることも要因と考えられる。交通の便は、通院に不便が24.3%であることと合わせれば、高齢者がより交通弱者となっていることが浮きぼりとなっている。

○自宅の被害状況については、93.3%が住宅の全壊をあげており、とりわけ、海側の町方では、99.6%が全壊となっている。人的被害状況は、家族の死亡が22.9%、行方不明が12.2%と合わせて35.1%が親族を喪っており、精神的ダメージを受けている人が多い。

○被災前の仕事は、被雇用者が36.8%、年金生活が31.3%となっており、農林漁業は4.5%と低い割合であるが、その農林漁業の92.5%は漁業となっていた。被災後は、被雇用者が9.4%比率を減らしたのに比して、年金生活は、むしろ1.4%比率を増やしている。被災前何らかの仕事に就いていた人は50.8%であったのが、被災後は31.6%へと大きく減らしている。

○被災後の収入をみると、一月あたり、収入ゼロが24.1%とトップを占め、以下、5～

10万円未満が20.7%、10～15万円未満が18.5%、15～20万円未満が15.5%と続き、5万円未満も7.2%を占めている。30万円以上は1.7%にすぎない。収入の動向を被災前と被災後とでみると、男性の所得の中央値は、いずれも15～20万円未満でやや低下であるのに比して、女性の中央値は、15～20万未満から5～10万円未満へと劇的に低下している。

○被災前に自営業であった人の55.3%は事業の継続ができなくなったと答え、仮設店舗での営業再開や雇われて仕事をするという人も9.6%あるが、63.5%は年金生活もしくは無職となっている。

○震災時に避難をした人は87.7%にぼったが、国道45号線より海側を中心に市街地が開発されていたこともあり、犠牲者が多く出ている。とりわけ、海岸部の町方地区や小枕・伸松地区においては、避難施設の多くが被災した。

○避難所の生活で困難であったことは、被災後3日間の生活（食料、水、寝具、暖房、トイレ）の困難をあげたひとが68.5%とトップであり、食料以外の生活物資の困難が41.4%、被災に関する情報が36.2%、電気・水道の復旧の遅れが29.8%、トイレ・風呂・物干しが29.5%、避難生活の長期化が28.2%、行政からの支援の遅れが20.7%と続いている。

○避難所の生活でうまくいったことは、助け合いが59.9%、人間関係が29.5%、長期化に耐えられたが28.8%、ボランティアの支援が得られたが28.5%、共同意識が強まったが25.1%と続いている。因みに、避難所での生活期間は、4ヶ月以上が35.8%とトップであり、1ヶ月未満が23.3%、3～4ヶ月未満が21.5%と続いている。

○今後住みたい家の場所は、元の住宅の場所が25.3%、同地区内の高台が38.2%と両者合わせて63.5%が震災前と同地区内を希望している。町内の23.7%を合わせれば、87.2%が自分の町への愛着を持っていることが窺える。行政への要望としては、防潮堤の強化と高台を住宅用に切り開くがともに52.5%と並んで高率を占めている。医療・福祉・教育関連の行政要望では、医療・健康管理の充実が54.3%と群を抜き、児童生徒の教育環境充実が21.2%、福祉施設の充実が19.9%と続いている。

○大槌町への愛着を問うたところ、強いが48.3%、やや強いが34.3%と合わせて82.6%を占めている。

○長くなるであろう仮設住宅でのコミュニティの形成が暮らしやすい住まいとコミュニティの確保につながる。

○個人の生活再建支援、事業者に対するグループ補助金、被災自治体に対する行政支援が強く求められている。

(5) 栗田但馬さん(岩手県立大学)からの報告。

一岩手水産業の復旧における主体間問題とその諸問題

○水産業は、岩手沿岸地域において基幹産業であるが、大震災によって壊滅的状況となった。水産業の体制整備は復興の重要課題である。

○「水産業復興特区」を掲げる宮城県は、漁業権の民間開放、民間参入の促進等漁業の主体をめぐる議論があるが、「漁協を核」とする岩手県では、果たして漁業の主体の問題は議論されてきたのか。

○漁業の復旧における主体間関係、特に漁協をめぐる動向と問題点を考えることで復興

の基本問題を提起したい。

○宮城県においては、震災から2ヵ月後に開催された国の「復興構想会議」で、村井知事が「養殖業等の沿岸漁業への民間参入・民間資本導入の促進」を内容とする「水産業復興特区」創設を提案し、県漁協の猛反対にあった。その後、宮城県の復興計画では、「水産業復興特区の次期漁業権切り替えまでの検討及び漁業者との協議・調整」を「検討すべき課題」と整理した。

○岩手県においては、復興計画で、「漁業協同組合を核とした業業、養殖業の構築と産地魚市場を核とした流通・加工体制の構築を一体的に進める」とされた。

○国水産庁は、「水産復興マスタープラン」を踏まえ、漁業権の民間開放に積極的立場を提起。

○漁業権の民間開放をめぐる、賛成論は、大震災による壊滅的被害・漁業経営の悪化、漁業者の減少・高齢化を踏まえ、漁業経営の体質強化・効率化、技術・ノウハウや資本の強化に向けて、漁業者の自己負担が大きくなることを避け、新規参入の促進で漁業・水産業の活性化を目指すためとしている。また、漁協の脆弱な経営基盤と外部監査がないという不透明性をあげている。

これに対し、反対論は、漁業者のやる気を削ぐし、参加と責任によって形成してきた浜の秩序を崩壊させる。何よりも自治の歴史的経過を踏みにじる。特区のひとり歩きで被災者・地域視点が欠落し、漁業者間の分断をもたらすとしている。

○岩手県では、復興計画の策定プロセスで漁協が核とされるにあたって、漁協の基本的性格や機能に関する議論が十分行われた経過がない。水産業の体制が崩壊し、新たな利害が生じている中で、多額の公的資金も投入されており、透明性も含め、漁協に対する基本的な議論が必要となっている。

○定置網は一攫千金の岩手モデルだが、漁協と漁師とのギャップもある。岩手県漁連は、「合併による組織力・経営力強化もありうる」との立場。漁協、さらには漁村地域の自律性、主体性を活かす、高める点で、漁協の経営基盤の強化（合併、事業統合）、漁業経営の安定（営漁指導事業の充実・強化）、人材確保・養成（漁村のリーダー、漁協の経営者育成）等原点に立ち返った議論が必要と考える。

○漁協には、協同組合という性格と漁村の自治組織という性格と両面ある。

○「漁協を核」という復興方針は、沿岸漁民、岩手漁民の闘いが生み出したともいえる（会場発言から）。

(6) 齊藤信さん(岩手県議会議員)からの報告。

○死者、行方不明者合わせて5865人（10月31日現在）という津波被害の深刻さ。住宅等の全壊、半壊、一部損壊は33268棟にのぼる。応急仮設住宅12872戸に29647人、民間借り上げなどみなし仮設住宅3846戸に10189人、自宅等被災者6604戸に15030人、内陸仮設以外601戸に1167人等23923戸に56033人、県外避難1655人、合計57688人（10月26日現在）という状況。

○震災関連死が323人（9月30日現在）、原因の37.7%が避難所生活の肉体的精神的疲労、30.5%が病院の機能停止により十分な医療を受けられなかったことなど被災者の命が脅かされている。震災関連の自殺が22人、仮設での孤独死が9人であり、沿岸市町村での新規要介護認定者は前年比20.3%増となっている。国による被災者の医療費、介

護保険の保険料と利用料負担の免除措置は9月末で打ち切りとなった。10月以降は、国保や介護保険、後期高齢者医療制度の枠内での減免措置となり、減免に対する国の支援は8割であり、市町村が2割負担することに。被災市町村の負担には無理があり、県が免除措置を継続することにしたが、それも来年3月末で打ち切られる。国の責任で免除措置が再開される必要がある。

○人口は全県で22519人減少している。特に、陸前高田市で3471人、大槌町で2968人、釜石市で2515人、山田町で2062人減少するなど被害が大きい自治体ほど人口減少が激しい。福島県に次ぐ人口減少であり、社会的存立が危ぶまれる。

○延長されていた失業保険は9月末で打ち切りとなり、失業保険切れ3268人（9月14日現在）のうち就職できたのは32.4%にとどまっている。ハローワークで提示されている求人は、建設や警備、臨時・短期雇用や資格の必要な職種などミスマッチとなっている。

○被災市町村の商工会議所会員企業の55.9%が被災したが、72%が営業継続・再開したとはいえ、廃業、休業、不明が27.2%を占めている。事業費の4分の3を補助するグループ補助金は中小企業の再建を支援する新たな制度で歓迎されているが、交付決定は申請の7割にとどまっている。

○全国初めての県単独の中小企業被災資産修繕費補助は427件、15億1949万円の実績だが、昨年度で終了、今年度実施の中小企業資産復旧事業費補助は146件、4億2547万円（11月12日現在）の利用にとどまっている。二重ローン解消の制度がつくられたことは重要な成果だったが、県産業復興機構の相談件数は324件、債権買取決定が31件、長期返済猶予21件、新規融資14件（11月13日現在）にとどまっている。

○漁業・水産業の被害は5649億円と甚大でその復興は中心課題。県では、漁協を核に漁船の確保と養殖施設の整備（9分の8補助）に取り組むとともに、魚市場の再建を核に水産加工業と一体の復興に取り組んでいる。111漁港のうち108漁港が被災したが、応急工事で全ての漁港で漁船の出入港や接岸が可能となり、潮位にかかわらず、利用できる漁港は6割まで復旧した。本格的な復旧工事は平成27年度までに仕上げる予定。漁場、漁港、漁村が一体となっているのが岩手の漁業の特徴といえる。被災漁船の48%の6375隻を確保し、被災を免れた漁船を合わせて約8千隻（震災前の約5割）が稼働可能。養殖施設整備は49.5%の13145台、被災した漁業経営体の再開状況は7割となっている。流通・加工関連施設は7割強の54ヶ所、定置網は74%の100ヶ所まで復旧したが、昨年の秋鮭漁は大不漁だった。今年も不漁の予測。今年春のワカメ漁は震災前の75%だった。

○「仮設から葬式を出したくない」、「早く家を再建したい」、「災害公営住宅に入居したい」は共通の声。岩手県と市町村は、持ち家の再建に100万円の補助を実施している。現在の申請は、1152件（9月30日現在）。陸前高田市では、水道工事費に最大200万円、道路整備に300万円、地元産材活用で50万円、浄化槽設置に50万円の補助を実施している。大船渡市でも、水道整備などに200万円の独自補助を行っている。釜石市も100万円（新築50万円、宅地の盛土50万円）、大槌町は150万円の補助を行っている。住田町も新築に100万円、宮古市も地元産材で30万円の独自補助を決めている。県内の住宅建設費の平均は約2000万円で、県、市町村でのさらなる100～200万円の支援策がなければ自力再建は困難。県、市町村の独自補助の拡充とともに、被災者生活再建支援

金の 300 万円から 500 万円への引き上げが必要と考える。

○住田町では、住田型復興住宅生産者グループをつくり、木造軸組工法の地域型復興住宅を 100 ㎡で 1200～1500 万円で建設する計画を示し、モデル復興住宅も建設している。釜石、遠野、大槌の 3 市町による上閉伊地域復興住宅協議会は、総 2 階 30 坪タイプ、設備込みで 1000 万円の木造住宅建設プランを示している。岩手県地域型復興住宅連絡会議も、地産地消の復興住宅を提案している。138 の生産グループが会員となり、121 件の受注となっている。(8 月末)

○個人版私的整理ガイドラインの相談件数は 636 件に達する一方、債務整理成立件数は 18 件(10 月 12 日現在)と機能していない。住宅ローンの二重ローン対策としての私的整理ガイドラインの改善が急務。

○被災した 12 市町村では、7 市町村 21 地区で都市再生区画整理事業、7 市町村 50 地区で防災集団移転事業、6 市町村 10 地区で津波復興拠点整備事業、11 市町村 32 地区で漁業集落防災機能強化事業、3 市町村 7 地区でがけ地近接住宅移転等事業が計画されている。合計 120 地区の事業。普通 1 事業で 10 年かかる事業を住民合意を踏まえて平成 26 年度までに事業計画の手続きを終え、平成 30 年度までに完了させる計画。徹底した住民による協議と合意を形成することが重要で、専門家の派遣など住民の立場に立った議論が行われるようにすべき。行政にとっては、技術者、用地の専門家が不足している。市町村からの要望数 371 人に対して 90 人不足している(10 月 1 日現在)。

○県の当初の復興基本計画には、被災した高田、山田、大槌の 3 つの県立病院の再建が明記されなかった。地域住民の運動と県知事選挙、県議選挙のたたかきを通じて、「被災した県立病院の再建を基本に取り組む」と知事が言明し、「本県医療の復興計画」(3 月)に県立病院の再建が位置づけられ、75 億円の地域医療再生臨時特例交付金が交付された。このほか、地震で入院病床が使えなくなった大東病院も病院再建の方向となった。被災地で住み続けられるためにも医療の再建は重要。

○県の復興基本計画では、「安全の確保」、「暮らしの再建」、「生業の再生」の 3 つを原則にしているが、「安全確保」の名のもとに、三陸縦貫道などの復興道路(高速道路)の整備(総事業費 1 兆 1403 億円)など大型公共事業優先の復興になりかねない問題をはらんでいる。復興道路は、昨年度 759 億円(県負担 139 億円)、今年度 836 億円(県負担 157 億円)の事業となっている。県が事業主体となる復興支援道路は、総事業費 737.9 億円、復興関連道路は 938.3 億円となっている。一方で、被災者の生活と産業の再生に関わる高台移転や漁港の整備や水産業の再生、学校の再建整備などは遅れ、資材不足、生コン不足、職人不足が深刻となっている。復興事業の優先順位が問われている。

(7)岡田知弘さん(京都大学)からの報告。

○3.11 から 1 年 8 ヶ月あまり経っても、今回の大震災は、震災関連死の増加、雇用・失業・生活問題の深刻化、原発事故が未だに収束しない等々未曾有の被害を出し続けている。また、日銀仙台支店が報告(「2011 年の東北経済の動向」:2011 年 12 月)しているように、太平洋岸地域での復旧・復興の遅れが深刻。

○一方、復興政策を TPP 推進、消費税増税、道州制推進、市町村合併政策等の「構造改革」路線にすりかえるなど震災復興を口実とした「構造改革」路線の再稼動がみられる。その中で、政権の不安定性と意思決定の遅れ等を背景に、国、東京電力による原発事故

賠償、有効な除染の立ち遅れと福島原発被災地における復旧・復興の未進捗がある。放射線物質の半減期に規定された長期にわたる雇用、所得、生活の保障が大きな問題となっている。

○「被災3県の生産は浸水域では依然として低迷している一方、内陸部では比較的堅調に推移している」（「経済財政白書 平成24年版」と指摘されているように復興格差が広がっている。何よりも、被災者の仕事と所得の確保、生業の再生、住宅再建が重要課題となっている。失業保険切れ2433人の3分の2にあたる1620人が未就職（7月20日時点）。被災地での有効求人倍率は1倍を超えるが、短期・臨時的な建設、警備が中心。事業継続・再開事業所は商工会議所・商工会員調査で71%だが、仕事量は、震災前の3～5割程度という状況。

○国、県による復興対応の遅れや問題点として、19兆円の復興予算のうち4.8兆円が未執行となって繰り越されたことに示されるように、復興予算の事業策定・執行の遅れや、二重ローン解消の立ち遅れなどを指摘しなければならない。また、三陸縦貫道や巨大防潮堤の建設を最優先する一方、地盤沈下の嵩上げ工事やJR大船渡線・山田線の復旧の大幅な遅れがある。復興予算の目的外流用問題もある。野村総研が策定を決定したとされる企業立地補助金（総額約3000億円）の8割は大企業が取得し、被災地に分配されたのはわずか6%にすぎない。

○「中小企業等グループによる施設・設備復旧整備補助事業」は、2202億円投入（7月までに）されたが、うち国費1468億円は非被災地大企業向けであり、被災地の中小企業向け復興支援予算は少ない。岩手県では、申請の半分しか補助金がかかず、4分の1の県費負担であることから、さらに競争で絞り込む状況。宮城県の場合は、知事が主導して、内陸部の大企業向け部品供給企業対象の「サプライチェーン型」に集中している。復興庁自身が、「もともとサプライチェーン型を設計した」と答弁していた経過がある。○復興庁へ経団連等から20名の人的派遣が行われているなど、復興施策自体が企業とりわけ大企業優先の中身になっている。また、PPP、PFIの推進、ゼネコン、URの復興事業への参入もみられる。

○「開かれた復興」論による外資系多国籍企業の被災地進出の動きもあり、TPPへの地ならしと思われる。宮城県とGM等の産官学連携や、IBM等の復興特区を活用したアグリビジネス参入、また、岩手県では医療支援プロジェクトにジョンソンアンドジョンソンが関与等の動きもある。

○阪神淡路大震災時の「創造的復興」論の歴史的教訓にも照らして、惨事便乗型「創造的復興」ではなく、被災者の生存権を優先した「人間の復興」こそ進めるべき。「兵庫県10年検証委員会」の調査によれば、阪神淡路大震災時の14兆円を越す「復興市場」の9割を域外資本が受注していた。もし、地元発注率が高ければもっと復興は早まった」という指摘もなされている。東日本大震災では、30兆円近くの「復興市場」と予測されている。「創造的復興」路線では、被災地域外の大企業が「復興利得」を得るだけで、被災地の復興を妨げ、被災者の生活再建、地域経済の再生にはつながらない。

○関東大震災時の福田徳三が唱えた「人間の復興」論（「復興経済の原理及若干問題」）の指摘が重要。「復興事業の第一は、人間の復興でなければならぬ」「人間の復興とは、生存の機会の復興を意味する」「生存機会の復興は、生活、営業及労働機会—これを総称して営生の機会という—の復興を意味する」「道路や建物を復興しても、営生の機会

が復興せられなければ何にもならない」

○2004年中越大震災時の山古志復興の教訓は、集落ごとに議論を繰り返し合意形成を図りながら、防災、生産基盤、生活復興を一体化させた計画を立案実行して3~4年後に7割の住民が村に戻れたことだ。基礎自治体を中心に、住民の合意に基づく生活の再建を最優先していくことが重要。

○地域発展の決定的要素は、「地域内再投資力」の量的質的形成。「地域内再投資力」は、地域内にある企業、商店、農家、協同組合、NPO、自治体など経済主体が、毎年、地域に再投資を繰り返すことで、そこに仕事と所得が生まれ、生活が維持拡大されることで形成される。地域内の再生産の維持拡大は、生活、景観、町並みの再生産につながるうえ、農林水産業の営みは、自然環境の再生産、国土の保全に寄与する。地域内経済循環をつくりだすことで、地域内再投資力は高まる。

○福島県内で、福島大学等との連携した、「放射能からきれいな小国を取り戻す会」による自主的放射能測定や、二本松市復興支援事業協同組合による市の発注する除染・復興事業を地域経済循環の視点から受注する運動、福島県農民連による原発事故損害賠償運動から地域分散型自然エネルギー事業への参入の取組み等注目すべき動きがある。

○被災地で主体的な地域内再投資力の形成と地域内経済循環が広がれば、そこで生活を再建することができる。その制度的保障として、中小企業振興基本条例あるいは公契約条例制定の内容を結合・発展させた「震災復興基本条例」制定運動を提案したい。

○「震災復興基本条例」は、①自治体の復興政策の基本理念の最優先課題に、ひとりひとりの被災者の「人間らしい生活の復興」を掲げる、②基本理念に基づき、復興計画とその運用の仕方を被災者本位にコントロールする条項を揃える、③復興にあたっての自治体、大企業、中小企業、地元経済主体、金融機関、あるいは、医療・福祉機関、学校、住民の役割を明記、④自治体、大企業の役割を規定するにあたって、地域内経済循環を基本目標に掲げる、⑤自治体の契約のあり方として、自治体が定める最低の賃金、再生産費、地域貢献等公契約条例の基本項目を入れる、⑥復興の進捗状況をチェックするために、苦情処理を含む審議会等の会議体を住民代表も参加させて設置する等の柱と内容で構成されることが必要と考える。

○震災からの復旧・復興を「政争の具」や復興ビジネスの「商売の種」にしてはならない。被災地の復興をめぐる方向性は、非被災地を含む日本の未来のあり方にとっても決定的に重要な意味をもつ。あくまでも、被災地の被災者の暮らしの再建を第1にした復興政策が必要。地域内再投資力と地域内経済循環の形成を自治体が主導して進めるべき。そのためにも、住民の意見を活かした復興を進めていきたい。

○会場発言を受けた後、自治体問題研究所平岡副理事長から、「深刻な状況と課題が浮き彫りとなった。時間軸とのたたかいだが、研究会として、被災地からの運動も広げ、被災者個人の再建に展望を与えるような提言を出していきたい。そのためにも、震災復興基本条例について大いに議論をお願いしたい」との閉会挨拶で結ばれた。